

意見提出者	社団法人全国地方銀行協会
1. 項目	金融機関の地方公共団体への書類による収納情報の提供
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	<p>現在、指定金融機関等は、地方自治法施行令により、納入に関する書類に基づかなければ地方税等を収納できないこととなっている。一方、指定金融機関から地方公共団体に提供する地方税等の収納情報については、地方自治法上の規制はないものの、上記のとおり書類による収納が法定化されていることから、多くの地方公共団体において、財務規則などにより、金融機関が書類（納入済通知書）を提供することを定めている。</p> <p>このため、日常的に、金融機関から地方公共団体に対し、膨大な枚数の納入済通知書が送付されており、地方公共団体では、当該書類に記載された収納情報を電子データに変換するための膨大な作業を行っている。こうした書類による取扱いがICTの利活用ならびに地方公共団体、金融機関の事務の電子化、効率化を阻む一因となっている。</p>
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・地方自治法施行令第168条の3第1項、第173条の2
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	<p>地方自治法上での規制はないものの、多くの地方公共団体において財務規則等により金融機関が書類を提供することを定めていることから、指定金融機関から地方公共団体に収納情報を電子データで送信する場合には、書類の送付は不要とする旨法令・規則等で明確化する。</p> <p>また、各地方公共団体が書類を前提とした処理を電子化する場合には、財務会計システム等の改修に多大な経費負担が生じるが、この負担を軽減するため、総務省が推進するクラウドコンピューティングを活用した地方公共団体のシステム共同化や業務の標準化に向けた取組みに合わせて本対応も検討すべきである。</p>